

令和 7 年度中小企業海外販路開拓助成金公募要領（4 次募集）

令和 7 年 10 月 14 日制定

この要領は、中小企業海外販路開拓助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、令和 7 年度の中小企業海外販路開拓助成金の募集について、その特例を下記のとおり定めるものとする。

記

1 対象とする展示会、見本市等

令和 7 年 11 月 3 日（月）以降に開催され、令和 8 年 1 月 31 日（土）までに出展が終了する以下の展示会等を本助成金の対象とする。

- （１）海外で開催される集合（対面）型の展示会
- （２）オンライン展示会

2 募集期間

令和 7 年 10 月 14 日（火）から令和 7 年 11 月 28 日（金）17 時まで

申込期限は、出展する展示会等の開始日の 20 日前までとする。

ただし、予算に達した場合は、募集期間内であっても受付を終了する。

3 その他

- （１）助成金の交付は、中小企業販路開拓助成金、小規模事業者販路開拓助成金を含め、当該年度において、1 申請者につき 1 回限りとする。

なお、集合（対面）型の展示会でオンライン展示会を併設するものについて、双方に出展を行う場合は、どちらか 1 つの展示会のみを助成対象とする。

- （２）過去に中小企業海外販路開拓助成金の交付を受けた者が、同一の展示会、見本市等に出展する場合は、助成対象外とする。
- （３）主催者等の都合で開催期間が延期され、出展が令和 8 年 3 月 1 日（日）以降となった場合は、助成金の交付対象としない。